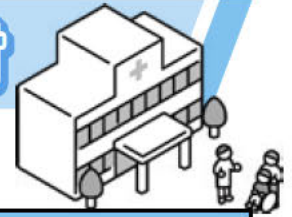


国民健康保険税の納税通知書を送付



町の国民健康保険加入者の皆さんへ令和6年度の納税通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険税の税率など

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳～64歳)
所得割税率	7.75%	2.95%	2.5%
均等割額 (1人当たり)	3万2,000円	1万2,000円	1万2,000円
平等割額 (1世帯当たり)	2万2,000円	8,000円	8,000円
賦課限度額	65万円	24万円	17万円

※ 納付書で納付される方は納付忘れ・納付間違いに気を付けてください。

納税通知書と共に全ての納付書を一括して送付します。年度の途中で税額に変更があった場合は、変更通知と共に改めて納付書を送付しますので、必ず変更後の納付書を使用するようお願いいたします。



問い合わせ先 住民福祉課医療年金係 ☎(48) 1111 (内1118)

令和6年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請の受け付け開始

国民年金保険料の納付に困ったら

収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが経済的に困難な方は、申請をすると保険料の納付が免除または猶予されます。2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

令和6年度(令和6年7月～令和7年6月分)の申請は、7月1日から受け付けます。

マイナポータルを利用した電子申請もできます。

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。



免除納付猶予制度

定額保険料 (月額)	令和6年度	令和5年度	令和4年度	将来受け取る 老齢基礎年金額
	1万6,980円	1万6,520円	1万6,590円	
全 額 免 除	0円	0円	0円	全額納めた場合の 2分の1
4 分 の 3 免 除	4,250円	4,130円	4,150円	全額納めた場合の 8分の5
半 額 免 除	8,490円	8,260円	8,300円	全額納めた場合の 8分の6
4 分 の 1 免 除	1万2,740円	1万2,390円	1万2,440円	全額納めた場合の 8分の7
納 付 猶 予※	0円	0円	0円	年金額に反映されません

※ 令和12年6月までの時限措置です。50歳未満の方が対象です。

追納制度

免除・納付猶予後の保険料は10年以内であれば後から納めることで、老齢基礎年金受給額を満額に近づけることができます。(ただし、3年度以上前の期間をさかのぼって納付する場合、加算金がつきます)

問い合わせ先 ▽半田年金事務所 ☎(21) 2375

▽住民福祉課医療年金係 ☎(48) 1111 (内1116)

